

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第六号中「する週休日」の下に「、勤務時間条例第六条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。